

小山町定例記者会見

3月

令和4年3月29日（火）
企画総務部 地域振興課



人の動き（令和4年3月1日現在）

人口 17,785 人（前月比 - 37 人）
世帯数 7,514 世帯（前月比 - 25 世帯）

★ 会見事項

- 1 令和4年度 小山町役場 組織・機構等の見直しについて
- 2 小山町DXガイドラインの策定について
- 3 トランス・コスモス株式会社との連携協定締結について
- 4 日本生命保険相互会社との包括連携協定締結について
- 5 職員の業務改善に関する表彰について
- 6 小山町ゼロカーボンシティ宣言について
- 7 就職サポートブックWEBサイトの開設について
- 8 小山町消防団 団長任命式及び退団式・辞令交付式について
- 9 小山町文化芸術振興基本計画の策定について
- 10 小山町スポーツ振興基本計画の策定について
- 11 第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画の策定について
- 12 小山町青少年海外チャレンジ応援事業助成金制度の創設について
- 13 森村橋への公益社団法人土木学会「田中賞」受賞エンブレムの設置について

◇次回の定例記者会見は

4月27日（水）15：30 から 役場本庁3階 301会議室で行う予定です



令和4年度 小山町役場 組織・機構等の見直しについて

(小山町 企画政策課)

1 概 要

組織・機構等の見直しを実施し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー継承を契機とするスポーツツーリズム（自転車・登山・合宿誘致等）、町人口政策の主たる未来拠点事業、DX（デジタル・トランスフォーメーション）ガイドラインに基づく情報政策、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメント、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済対策、高齢者・障がい者及び生活困難者の支援、役場総合窓口案内、脱炭素社会、学校ICT活用教育、こども園働き方改革や文化財を利活用したまちづくり推進といった部門を体制強化することにより、各取組の成果を一層高めていくことを目的としています。

2 内 容

（1）理事、経済産業部及びオリンピック・パラリンピック推進局の再編

- ・理事に人口政策推進課、フロンティア推進課を設置
- ・経済産業スポーツ部に観光スポーツ交流課、商工振興課及び農林課を設置するとともに、部付の経済産業スポーツ専門監を配置

（2）企画総務部の再編

- ・企画政策課に総務課情報管理部門を統合するほか、秘書班を設置
- ・総務課監査・工事検査室を廃止し、同課班に統合

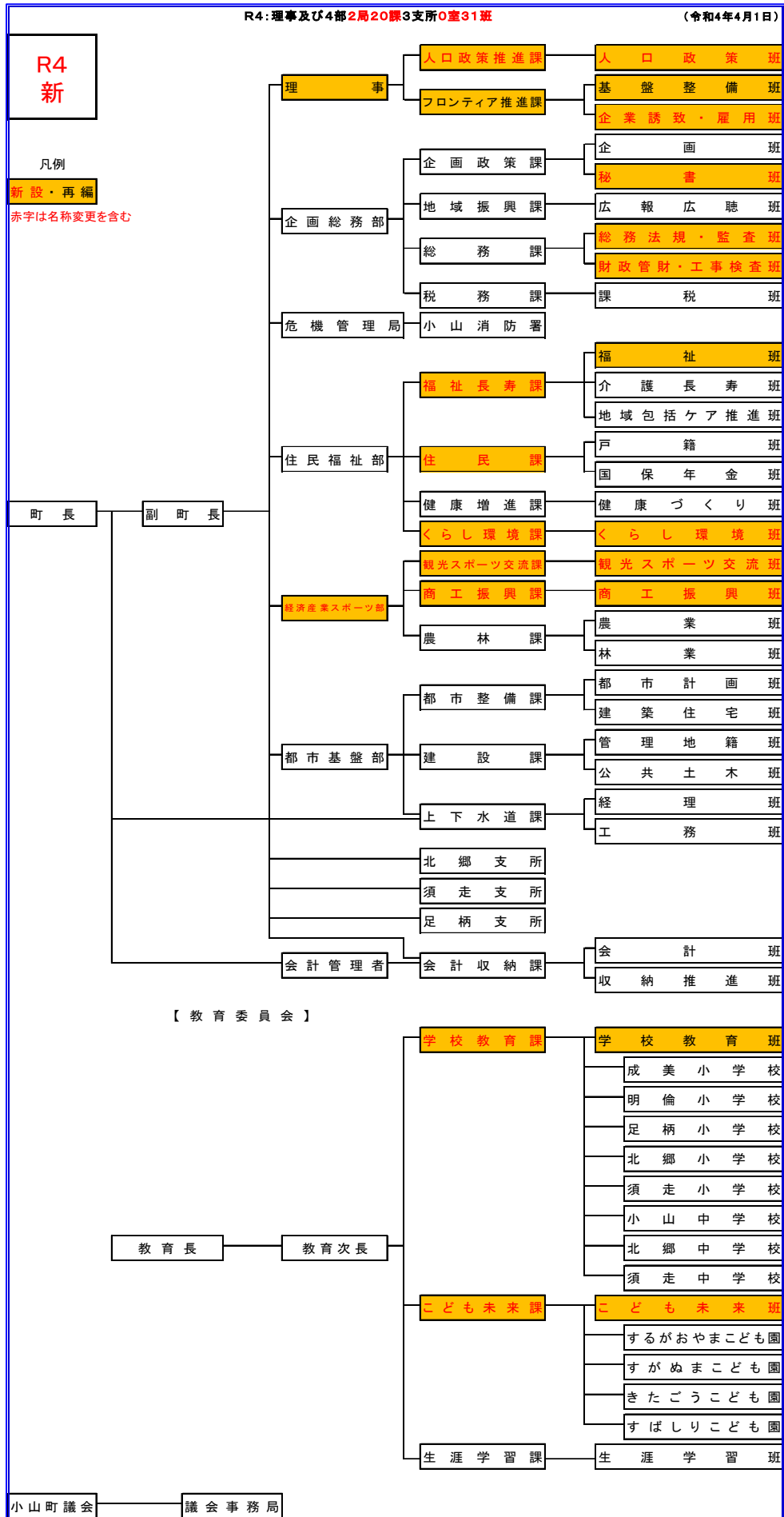
（3）住民福祉部の再編

- ・住民福祉部に福祉長寿課、住民課、健康増進課及びくらし環境課を設置

（4）教育委員会の再編

- ・教育委員会に学校教育課、こども未来課、生涯学習課を設置

【新組織図】





小山町DXガイドラインの策定について

(小山町 企画政策課)

1 概 要

デジタル技術によって制度や組織、働き方等を変革する、いわゆるデジタル・トランスフォーメーション（DX）によって行政サービスの改善を図るため、令和4年度から8年度までの5年間を対象とした「小山町DXガイドライン」を策定しました。

2 内 容

(1) 基本理念

基本理念とは、小山町がDXによって目指す姿を明示したものです。

基本理念	考え方
デジタルで人と地域が 〈つながる〉まち 小山町	デジタル技術を活用して、いつでも、どこでも、素早く行政サービスを利用 可能にすることで、利便性や地域の持続可能性の向上を目指します。

(2) 基本方針と基本施策

基本理念の実現に向け、DXの取組に関する3つの基本方針（Ⅰ～Ⅲ）と、それぞれに付随する基本施策（①～③）を定めました。

基本方針	基本施策	主な取組
Ⅰ 町民視点のサービスデザイン	① 町民サービスのスマート化	マイナ活用、手続オンライン化 等
	② 情報発信の個別最適化	町公式LINE活用、町HP改善 等
	③ デジタルデバイドの解消	ICTについて学ぶ機会提供 等
Ⅱ デジタルによる持続可能なまちづくり	① 地域のレジリエンスとモビリティの向上	オープンデータ活用、MaaS推進 等
	② 地域の産業・文化・教育のスマート化	デジタル教材活用、ワーケーション 等
	③ 地域のデジタル活用環境の強靱化	ICT利用環境の改善 等
Ⅲ デジタル・デフォルトなスマート行政	① 内部業務のBPRとスマート化	業務の自動化、テレワーク推進 等
	② 情報システムの最適化	システム標準化、セキュリティ対策 等
	③ DX推進体制の強化	横断的体制の構築、人材育成 等

(3) 行動計画（具体的な取組）

基本方針と基本施策に基づき、計 35 個の具体的な取組を整理しました。その上で特に優先的に取り組むべき 17 個を「重点取組」として定めています。

基本理念	考え方
デジタルで人と地域が 〈つながる〉まち 小山町	デジタル技術を活用して、いつでも、どこでも、素早く行政サービスを利用可能にすることで、利便性や地域の持続可能性の向上を目指します。



トランス・コスモス株式会社との連携協定締結について

(小山町 企画政策課)

1 概 要

トランス・コスモス株式会社と相互に密接な連携を図り、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し「小山町デジタル・トランスフォーメーション（DX）ガイドライン」の基本理念である“デジタルで人と地域が〈つながる〉まち 小山町”の実現に資することを目的に協定を締結することになりました。

つきましては、協定締結式を次のとおり開催します。

2 内 容

と き 3月29日（火）16：15～

ところ 小山町役場本庁3階302会議室

出席者 ○トランス・コスモス株式会社

- ・常務執行役員 公共政策本部長 高山 智司 様
- ・公共政策本部 公共DX推進部 部長 清水 久仁彦 様
- ・ITスマートソーシング統括部 SI推進部 副部長 中村 宏 様
- ・公共政策本部 公民連携部 エグゼクティブマネジャー 太田 智士 様
- ・営業統括 中部営業本部 第二営業部 寺川 侑吾 様

○小山町

- ・小山町長 池谷 晴一
- ・副町長 大森 康弘
- ・教育長 高橋 正彦
- ・企画総務部長 小野 一彦

- 式次第
- （1）出席者紹介
 - （2）協定内容の説明
 - （3）協定書締結
 - （4）挨拶
 - （5）記念撮影

【問合せ】企画政策課 企画班 TEL 0550-76-6133



日本生命保険相互会社との包括連携協定締結について

(小山町 企画政策課)

1 概 要

町は、日本生命保険相互会社と、緊密に連携することにより、地域のニーズに迅速に対応し、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、町民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的に、幅広い分野での包括連携協定を締結することになりました。

つきましては、協定締結式を次のとおり開催いたします。

2 内 容

と き 4月25日(月) 13:00～

ところ 小山町役場本庁3階302会議室

出席者 ○日本生命保険相互会社

・沼津支社 支社長	十河 健二 様
・沼津支社 法人職域部長	梅岡 昌典 様
・沼津支社 御殿場営業部長	羽村 宜之 様

○小山町

・小山町長	池谷 晴一
・副町長	大森 康弘
・教育長	高橋 正彦
・企画総務部長	小野 一彦

式進行 (1) 出席者紹介
(2) 協定内容の説明
(3) 協定書締結
(4) 挨拶
(5) 記念撮影



職員の業務改善に関する表彰について

(小山町 企画政策課)

1 概 要

令和3年度業務改善制度において、職員から「改善報告」が9件と「改善提案」が19件（うち採用3件）提出されました。

これらについて、庁議において審査を行った結果、次のとおり最優秀賞、優秀賞、奨励賞が決定し、表彰を行いました。

2 内 容

■「改善報告」

区分	件 名	概 要	所属
最優秀賞	企業版ふるさと納税の活用推進	・職員が誰でも簡単に「企業版ふるさと納税制度」の説明ができるチラシを作成した。 ・内閣府のポータルサイトに「特に寄附を募集している事業」として「小山町木質バイオマス発電事業」を掲載したほか、企業等に対し、積極的に制度の説明を行った。 ・令和3年度の寄付実績は14件9,000千円（3/28時点）	企画政策課 フロンティア推進課
優 秀 賞	効率的かつ合理的な滞納整理のための業務の「早期」「一斉」「ルール化」	・明確なスケジュール感や運用上のルールがなかった滞納整理業務全体について、無駄な部分や非効率的な部分を洗い出し改善を図った。	会計収納課
	民間企業との連携による窓口封筒の無償提供	・窓口封筒の無償提供に関する協定を締結し、経費負担ゼロで専用窓口封筒を提供可能にした。	企画政策課
奨 励 賞	北郷地区区長会 LoGo チャット試験導入	・区長との連絡において、自治体版のビジネスチャットを試験的に導入し、会議通知等の郵送費用を削減するなどの効果を検証した。	北郷支所

■「改善提案」

区分	件 名	概 要	所属
最優秀賞	業務引継書テンプレートの提供	・業務引継書のテンプレートを作成し、職員が利用できるようにすることで、引継ぎの効率化を図る。	会計収納課



小山町ゼロカーボンシティ宣言について

(小山町 企画政策課)

1 概 要

町は、脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明します。

2 内 容

宣言文のとおり

小山町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が一因とされる気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、本町においても、令和元年10月の台風19号では、山間部での土砂災害、家屋への土砂流入など大きな被害をもたらしました。

このような状況の中、世界各国における地球温暖化抑制に関する意識も急速に高まっており、我が国においても、令和2年10月の内閣総理大臣所信表明では「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しています。

小山町では、再生可能エネルギーを活用した産業整備事業など、持続可能な社会に向けた取組を進めています。富士を望む雄大な景観、豊かな自然環境や清らかで豊富な水資源に恵まれた小山町は、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、町民や事業者等と一体となって取り組むことを宣言します。

令和4年3月29日

小山町長

池谷 晴一



就職サポートブックWEBサイトの開設について

(小山町 フロンティア推進課)

1 概 要

学生、就職希望者への就職活動を支援するため、町内企業の情報を町ホームページで紹介する「小山町就職サポートブックWEBサイト」を構築しました。

2 内 容

ふじのくにのフロンティアを拓く取組として町が実施する三来拠点事業のフロンティア推進区域にある工業団地において企業の工場建設や操業が徐々に進んでおります。今後稼働が本格化することで多くの雇用が生まれることから、雇用創出に関する情報を発信し、就職先として小山町を選んでいただくきっかけとなるよう、作成しました。

WEB アドレス、QR コード

<https://oyama-job-searching.com>



今回 WEB サイト構築にあたり町内に事業所を有する企業に声掛けをした結果、23 社の企業を掲載。掲載企業の QR コードも載せ、各企業の採用ページとリンクしており見やすい仕様となっています。また、WEB サイトだけではなく冊子も作成し、近隣の高校にも配布を予定しており、多くの就職希望者に周知を図って参ります。



小山町消防団 団長任命式及び退団式・辞令交付式について

(小山消防署)

1 概 要

小山町消防団長の任期満了に伴い、新しい消防団長が誕生します。

新団長には、現副団長の加藤 健(たけし) 氏(57歳 一色146-1)を、
第19代 小山町消防団長に任命することから、任命権者である小山町長より任命書
の伝達が行われます。

また、退団式と辞令交付式が下記のとおり開催されます。

2 内 容

【団長任命式】

と き 4月1日(金) 17:15～

ところ 小山町役場 3階 301会議室

池谷町長から新団長へ任命書の伝達

【退団式・辞令交付式】

と き 4月1日(金) 19:00～

ところ 小山町総合文化会館 菜の花ホール

退団者からの挨拶並びに各種表彰の伝達及び辞令交付

3 その他

表彰者等については、別紙資料を参照願います。

報道機関の皆様は入場可能です。受付にて検温及び必要事項を記入いただき、マスク
着用のうえ、ご入場願います。



小山町スポーツ振興基本計画の策定について

(小山町 教育委員会 生涯学習課)

1 概 要

本町におけるスポーツ振興についての施策の基本となる事項を定め、令和3年3月に制定した「小山町スポーツ振興条例」第9条に基づき、スポーツ振興に関する実効性のある施策を明確にした『小山町スポーツ振興基本計画』を策定いたしました。

計画策定に当たり町民アンケート、学識経験者や町内各種団体代表者を構成員とする小山町スポーツ振興審議会全での審議及びパブリックコメントを行いました。

2 内 容

○計画名

小山町スポーツ振興基本計画

○計画期間

令和4年度から令和12年度まで（町総合計画の終期に合わせ9年間）

○計画概要

目指すべき将来像（基本目標）

『誰もがスポーツを楽しめるまち おやま』

基本方針と基本施策（3つの基本方針を定め、9つの基本施策を展開）

1. 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

1-1 生涯スポーツの推進

1-2 子どものスポーツ活動の推進

1-3 障がい者スポーツ活動の推進

1-4 高齢者の健康づくりの推進

2. スポーツ活動を支える活動づくり

2-1 指導者の育成

2-2 競技力の向上

3. スポーツ活動を楽しむ環境づくり

3-1 選手・団体の育成支援

3-2 スポーツへの多様な機会の充実

3-3 スポーツ施設の整備・活用



小山町文化芸術振興基本計画の策定について

(小山町 教育委員会 生涯学習課)

1 概 要

本町における文化芸術振興についての施策の基本となる事項を定め、令和3年3月に制定した「小山町文化芸術振興条例」第9条に基づき、文化芸術振興に関する実効性のある施策を明確にした『小山町文化芸術振興基本計画』を策定いたしました。

計画策定に当たり町民アンケート、学識経験者や町内各種団体代表者を構成員とする小山町文化芸術振興基本計画検討会議での検討及びパブリックコメントを行いました。

2 内 容

○計画名

小山町文化芸術振興基本計画

○計画期間

令和4年度から令和12年度まで（町総合計画の終期に合わせ9年間）

○計画概要

目指す将来像（基本目標）

「文化芸術の薫るまち おやま」

基本方針と基本施策（2つの基本方針を定め、9つの基本施策を展開）

1. 文化芸術を担う人財づくり

- 1-1 鑑賞機会の提供、充実
- 1-2 体験機会の提供、充実
- 1-3 成果発表の機会の提供、充実
- 1-4 子どもや若者への文化教育の充実
- 1-5 伝統的な文化の継承、発展

2. 文化芸術を身近に感じるまちづくり

- 2-1 既存活動団体の体制強化
- 2-2 公共施設等の有効活用
- 2-3 歴史文化資源の有効活用
- 2-4 文化交流の推進



第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画の策定について

(小山町 教育委員会 生涯学習課)

1 概 要

本町における男女共同参画社会の形成を推進するための計画である現行の「第4次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」の成果を検証し、今後の取組を具現化した「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定いたしました。

計画策定に当たり町民アンケート、学識経験者や町内各種団体代表者を構成員とする小山町男女共同参画推進協議会での協議及びパブリックコメントを行いました。

2 内 容

○計画名

第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画

○計画期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

○計画概要

目指す将来像

「だれもがともに支えあい、いきいきと暮らせる社会」

基本目標と施策（3つの基本目標を定め、9つの施策方針と、18の施策の方向を展開）

1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

(1) 男女共同参画に対する意識改革をすすめる

①広報・意識啓発活動の充実

②男女共同参画社会に関する国際的協調

(2) 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る

①生涯を通じた男女共同参画の理解の促進

②男女共同参画の理解促進のための教育・学習の充実

2. 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり

(1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる

①政策・方針決定過程における女性の参画拡大

②職場における男女共同参画の推進

(2) 地域活動における男女共同参画を促進する

- ①地域活動への男女共同参画の推進
- ②男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
- 3. だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり
 - (1) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる
 - ①男女の平等な雇用機会と待遇の確保
 - ②働きたい女性のための就業援助の充実
 - ③多様な就業形態への支援
 - (2) 仕事と生活の調和をめざす
 - ①仕事と育児・介護の両立に対する支援
 - ②妊娠・出産・育児に対する支援
 - ③ひとり親家庭等への支援
 - ④男性の男女共同参画の促進
 - (3)生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる
 - ①生きがいと健康づくりの支援
 - (4)性差に関する差別のない社会をめざす
 - ①性的少数者（LGBT）への理解促進
 - (5)男女間の暴力の根絶をめざす
 - ①男女間における暴力等人権侵害排除に向けた取組の推進



小山町青少年海外チャレンジ応援事業助成金制度の創設について

(小山町 教育委員会 生涯学習課)

1 概 要

町のスポーツ振興、文化芸術振興を図るため、令和4年度を始期とする小山町スポーツ振興基本計画及び文化芸術振興基本計画に基づき、小山町からトップアスリートやトップアーティストを育成する支援策として、『小山町青少年海外チャレンジ応援事業助成制度』を創設いたしました。

2 内 容

青少年期の子どもが自らの意思を持って、スポーツや文化芸術活動のスキルアップを目指し、海外に留学や遠征を行う個人や団体に対し、審査のうえ費用の一部を助成いたします。

3 予 算

令和4年度予算額（青少年海外チャレンジ応援事業助成金、町単事業）

①文化芸術関係

9-4-2-(2)-18-5 文化芸術振興事業費 400 千円

(個人 100 千円×2 件、団体 200 千円×1 件を想定)

②スポーツ関係

9-5-1-(2)-18-7 保健体育総務費 400 千円

(個人 100 千円×2 件、団体 200 千円×1 件を想定)

4 支給要件

令和4年4月1日以降の申請分から適用

要件等	助成内容	備考
対 象 者	<個人> 町内に住所を有し、留学遠征期間に6歳（小学生）以上満18歳以下のもの。 <団体> 町内に活動の拠点を置く団体。（対象は6歳（小学生）以上満18歳以下限定）	小山高校生徒は年齢不問、町外も可
支給要件	・自己のスキルアップを目的に海外に留学や遠征を行うもの。 ・スポーツ、文化芸術活動に限定する。 ・滞在期間の半数以上において目的に応じた活動を行うこと。 ・同一申請者の支給回数は年度に1回、同一の目的では3回を限度とする。 ・国内の成績に応じて参加する大会等に出場するものではないこと。	スポーツ大会や文化活動出場奨励金との重複を除く
対象地域	・日本国外	
審査内容	・渡航する目的、行動計画や渡航費用を精査する。	語学習得、観光、観戦・鑑賞目的でないことの確認
条 件	・帰国後に文化芸術またはスポーツ関係会議等での報告（報告書の提出）及び町HPへの掲載。	知見の共有及び他の対象者への参考
助成金額	<個人> ・留学遠征費用（交通費・宿泊費等）に対して10万円又は1/2のどちらか低い金額。（千円未満切捨て） <団体> ・町外居住者がいる場合は、留学遠征費用を人数割し、1人当たり金額が10万円又は1/2のどちらか低い金額に参加する町民の人数を乗じた額。ただし、20万円を上限とする。（千円未満切捨て） ※他の助成金等と重複の場合、他助成金額を優先（減額）する。	団体の場合、町民以外は対象外として人数割で助成



森村橋への公益社団法人土木学会「田中賞」受賞エンブレムの設置について

(小山町 教育委員会 生涯学習課)

1 概 要

国登録有形文化財「森村橋」が、令和3年6月11日に「令和2年度土木学会田中賞」を受賞しました。この度の受賞及び森村橋の橋梁としての価値を周知することを目的に森村橋左岸側にエンブレムと表彰状プレートを設置しました。

設置したエンブレムは、土木学会から授与されたものであり、表彰状についてはアルミ板プレートに複製しました。

2 内 容

コンクリート台座を設置し、その上部にエンブレムを、下部に表彰状プレートを配置しました。

・寸法：高さ：545mm、幅：520mm



設置状況



門柱右側に設置

3 森村橋概要

- ・橋名の由来 富士紡績創業者の森村市左衛門に因む
- ・架橋 明治39年（1906）
- ・架橋者 （設計）秋元繁松、（施工）（株）東京石川島造船所
- ・構造 鋼単純下路式曲弦プラットトラス橋
- ・法量 橋長：40.4m 幅員：6.45m
- ・文化財 国登録有形文化財に平成17年登録

4 田中賞とは

昭和41年、公益社団法人土木学会が橋梁、鋼構造工学の優れた業績に対して土木学会賞の一つとして設けました。田中賞には、「業績部門」「論文部門」「作品部門」の3部門があり、森村橋は、復旧などにおいて特色を有する優れた作品を対象とする「作品部門」での受賞となります。

田中賞は、関東大震災の復興に際し、帝都復興院初代橋梁課長として隅田川にかかる永代橋や清州橋などの名橋を生み出した「田中豊」に因んでいます。

「田中賞」の受賞は県内自治体では静岡市に次いで2例目となり、文化財の受賞は県内初です。小山町では、「東名 足柄橋」（事業者：日本道路公団）に次ぐ2例目となります。